

長野県介護現場革新会議 開催要綱

(目的)

第1 長野県において、介護現場における生産性向上の取組を推進するため「長野県介護生産性向上総合相談センター」を設置・運営するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するため、長野県介護現場革新会議（以下「本会議」という。）を開催する。

なお、本会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2 本会議は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 長野県介護生産性向上総合相談センターの設置・運営に関すること
- (2) 介護現場の生産性向上に関する施策の推進に関すること
- (3) その他必要と認められること

(構成員)

第3 構成員は、学識経験者、職能団体、行政関係者、その他高齢者介護に携わる者等で構成する。

2 本会議に座長を置く。

3 本会議に、構成員のほか、必要と認められるものを出席させることができる。

(庶務)

第4 本会議の庶務は、長野県健康福祉部介護支援課において行う。

附則

この要綱は、令和6年5月2日から施行する。